平成２２年（フ）第１７３７２号
埼玉県さいたま市緑区大字三室1429―35
債務者　重山千鶴子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３７３号
東京都台東区今戸２丁目23―８―302
債務者　高野　　榮
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３７４号
千葉県市原市山田橋２丁目６―20
債務者　青山　恵子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３７５号
東京都西東京市芝久保町４丁目４―４Ａ―514
債務者　冨田　剛敏
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３７６号
埼玉県北足立郡伊奈町栄４―112―１　イズムユウＡ―201、住民票上の住所埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻４丁目４―10
債務者　岩間　　宏
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３７７号
神奈川県鎌倉市雪ノ下４丁目３―９
債務者　岡本　良美
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３７８号
東京都小平市学園西町１―１―18―404、住民票上の住所東京都東村山市美住町１丁目15―７―111
債務者　棚木　秋乃
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３８０号
神奈川県藤沢市石川６丁目３―13ＣＨＡＲＭ・Ｙ湘南Ｂ307
債務者　岡田　　勉
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３８１号
東京都台東区橋場２丁目16―15―211
債務者　山本　　進
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３８２号
東京都台東区橋場２丁目16―15―211
債務者　山本　ヨネ
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３８５号
東京都足立区扇２丁目７―20　リヴィエールＮ202
債務者　金沢真作枝
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３８８号
神奈川県川崎市多摩区菅稲田堤３丁目13―15―101
債務者　須藤　康之
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４０６号
東京都町田市成瀬台３丁目８―14―201
債務者　百瀬　せつ
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４０８号
東京都小平市小川東町５丁目19―34―112
債務者　丸山カルメリータこと　マルヤマ　カルメリータ　ペニヤフロール
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８９９号
横浜市鶴見区馬場３丁目９番28号　クレインフラップ馬場107
債務者　曽根亜紀子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部